

応急仮設建築物の存続期間延長に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」第8条又は「東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下、特区法）」第17条の規定に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第4項の規定に基づく応急仮設建築物（以下、応急仮設建築物）の存続期間の延長を認める場合の事務処理を、適切かつ円滑に行うために必要な事務の処理要領を定めるものとする。

(期間延長承認申請)

第2条 土木事務所長は、応急仮設建築物の建築主が応急仮設建築物の存続期間の延長を求めるときは、次の各号に掲げる図書等の提出を求めるものとする。

- (1) 存続期間延長承認申請書（様式1）（以下、申請書）
- (2) 応急仮設建築物のうち応急仮設住宅（以下、応急仮設住宅）にあつては、「被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足する」ことを証する書類

(申請書の受付)

第3条 土木事務所長は、前条の規定による図書等の提出があつたときは、次の各号に掲げる事項を確認し、これを受付けるものとする。

- (1) 存続を延長しようとする期間が1年を超えないこと。
- (2) 応急仮設住宅以外の応急仮設建築物にあつては、特区法第4条の規定に基づく復興推進計画（平成25年4月12日付け宮城第21号。以下、推進計画）に位置づけられ、かつ、延長しようとする期間が、推進計画の「応急仮設建築物活用事業の期間」内であること。

(承認通知書の交付)

第4条 土木事務所長は、審査の結果、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合には、当該応急仮設建築物の建築主に存続期間延長承認通知書（様式2）を通知するものとする。

(存続期間の再延長)

第5条 前2条の規定は、延長された存続期間を超えて更に延長する場合にも同様とする。

(台帳の整備)

第6条 土木事務所長は、建築基準法関係法令取扱規程第14条第2項第二号に規定する建築許可台帳に、存続を延長する期間、承認通知書の通知日等を記載するものとする。

附則

この要領は、平成25年 5月22日から施行する。

附則

この要領は、平成25年 8月 9日から施行する。

様式 1

存続期間延長承認申請書

平成 年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

申請者氏名 印

下記の建築物について、

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 8 条
東日本大震災復興特別区域法第 17 条

の規定に基づき、存続期間の延長を求めます。

記

- 1 許可年月日
- 2 許可番号
- 3 建築物の名称
- 4 地名地番
- 5 主要用途
- 6 延長しようとする期間 平成 年 月 日まで
- 7 特記事項

備考 1 承認申請にあたっては、申請文中当該承認の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

2 特記事項には、建築基準法第 85 条第 4 項の許可時点から変更点等があれば、記載すること。

様式2

存続期間延長承認通知書

第 号
平成 年 月 日

申請者 殿

宮城県 土木事務所長 印

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条
東日本大震災復興特別区域法第17条

の規定に基づき、下記

のとおり存続期間の延長を承認したので、通知します。

記

- 1 許可年月日
- 2 許可番号
- 3 建築物の名称
- 4 地名地番
- 5 主要用途
- 6 延長を承認した期間 平成 年 月 日まで